

NTT東西殿の 「卸」 役務に対する意見

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
2020年4月24日

「卸役務」

- 「活用業務」として行われた卸役務
- 自由競争であっても他社が参入してこないということは経済合理性が効いていないということでは無いか
- また、事業者が接続をしようと接続交渉で具体的な要望を出しても実現形態や各種の接続条件はNTT東西殿が全部握っているため、現状の「**事前調査**」のような仕組みでは実現不可能である
 - 情報の非対称性による交渉力に差があることは歴然である
- よって「卸役務」について事後規制を導入するべき

「活用業務」とは https://www.soumu.go.jp/main_content/000135436.pdf

「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」

- 1 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること
- 2 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

同ガイドラインP.3 1-(2)-②

地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合

同ガイドラインP.4

2-(1)『趣旨』より

//抜粋// 平成13年のNTT法改正により、(略)技術革新による新しい技術的可能性の増大に対応した新たなサービスの提供を可能とすることで、**高コスト構造の改善や利用者利便の向上に資することが期待される**といった観点から、業務範囲に関する規制は一部緩和され(略)たが、この法改正後においても、NTT東西の業務範囲に関する規制が、公正な競争を確保する上で重要な要素であることに変わるところはない。平成23年のNTT法改正後においてもこれは同様であり、(略)**NTT再編成の趣旨が没却されることがないよう**、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内に限り、これが認められているものである。

2-(2)『「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」の内容』より

① //抜粋// **競争事業者が同様の業務を営む際にこれらをNTT東西と同等の条件で利用できない**ことにより、活用業務に関する市場において競争事業者との競争上優位な立場に立つ場合

卸料金の低廉化が一向に進んでいない

- 下げ幅は非常に限定的
- 償却が進んでいるにもかかわらず、卸料金等が下がって規定なのは、他の料金と比べてもおかしい

中・小ISPにとって厳しい現状の「卸」

- 付加価値サービスまで含め、一体として「卸」でなければ意味が無い
 - VPNサービスなど現状では「卸」となっていないサービスがある
- 動いてくれない(動けない)、法人営業部
 - 複数電話番号をオフィス電話(PBX等)に収容する際、工事調整をISPが出来ない
 - 卸になったことで、法人営業部と利害対立するために、法人営業が調整をしてくれなくなった
 - ユーザは電話の契約情報を詳しくわかっていない。結局、NTT東西に聞くしかない